

平成 29 年度事業計画

I 基本方針

当財団は、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人岡山県私学振興財団に移行した。

移行 6 年目となる平成 29 年度は、私立学校教育の重要性を更に認識し、運営基盤の強化に努めながら、定款の目的に沿って、「県民の修学上の経済的負担の軽減」及び「私立学校の教育環境の充実・向上」のための事業を実施し、私立学校教育の一層の充実及び振興を図る。

II 県民の修学上の経済的負担を軽減するための事業（公益目的事業）

奨学金貸与事業

- ・勉学の意欲がありながら、家庭の経済的理由により就学が困難な生徒等に対して、就学上必要な資金を無利子で長期間貸与し就学を支援することにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、将来、社会に貢献する人材の育成に努める。

(1) 実施事業

- ・高等学校生徒及び専修学校学生に対して、奨学金の貸与を行う。

(2) 貸付資金の原資

- ・県補助金及び償還金を貸与金の原資とし、貸与金及び事務費に充て事業を行う。
本年度、県補助金額は 4,158 千円の見込みである。

(3) 事業の内容

①平成 29 年度資金・予定人数

- ・高等学校 53,640 千円 149 人（1 年生、2 年生、3 年生）
- ・専修学校 26,712 千円 42 人（1 年生、2 年生、3 年生）

②奨学生の資格

- ・財団加入法人が設置した高等学校（中等教育学校の後期課程及び専攻科を含む）及び専修学校（中学校・高等学校を卒業後 2 年以内の者で、修業年限 2 年以上）に在籍し、岡山県内に居住する世帯の子女
- ・学業成績が優秀であるが、資力が不十分であるため修学の目的を達することが困難であると認められる者

③貸与月額

- ・月額は 1 年生～3 年生共通
- ・高等学校・専修学校（高等課程） 30 千円
- ・専修学校（専門課程） 53 千円

④貸与時期

- ・6 月（4～9 月分）、9 月（10～12 月分）、12 月（1～3 月分）

⑤償還方法

- ・貸与を受けた月数の 5 倍の期間で、半年賦又は年賦の方法で返還する。

⑥滞納督促

- ・滞納額は、漸減傾向にあるが引き続き、各学校の奨学金担当者の協力を得ながら督促に努めるとともに、滞納者については、法的措置等を講ずるほか債権回収会社への業務委託を行いながら滞納者及び滞納額の減少を図る。

Ⅲ 私立学校の教育環境の充実・向上のための事業（公益目的事業）

1 法人貸付事業

- ・教育施設の充実及び経営の安定化を図るため、学校施設・設備及び学校運営に要する経費に関する必要な資金を長期・低利な条件で融資し、施設の耐震化等により、生徒・教職員が安全に安心して教育を受けられる環境の確保に努める。

(1) 対象事業

- ・学校経営のため必要とする資金の貸付

(2) 貸付資金の原資

- ・原資は、運用財産、加入法人拠出金及び償還金

(3) 貸付限度額

- ・財団全体で1億円

(4) 事業内容

- ・貸付期間 施設資金 12年以内、設備資金 7年以内、その他資金 5年以内
- ・貸付利率 日本私立学校振興・共済事業団一般施設費分を参考に決定

2 研修・助成事業

- ・岡山県私学協会、岡山県私立幼稚園連盟及び岡山県学校法人専修学校協議会が実施する初任者職員研修、10年経験者研修、各課題別研修等の各種研修に助成することにより、教職員の教育研究活動の更なる充実・資質向上を図る。
- ・各団体との共催等により、一般県民が多数参加できる教育課題又は今後の教育のあり方等をテーマとした講演会等を開催し、教育の振興・充実を図る。

(1) 実施事業

① 助成事業

- ・教職員の研修
- ・教職員の教育研究活動
- ・私立学校振興のための支援及び活動
- ・その他理事会が必要と認める事業

② 共催等事業

- ・県民参加の講演会・研修会等の開催

(2) 助成の対象

- ・助成金の交付先は、財団加入法人が設置する高等学校(中等教育学校、中学校を含む)、幼稚園及び専修学校が同学種間で組織する団体

(3) 助成予定額

- | | |
|-----------------|----------|
| ・岡山県私学協会 | 3,200 千円 |
| ・岡山県私立幼稚園連盟 | 400 千円 |
| ・岡山県学校法人専修学校協議会 | 240 千円 |

3 退職金給付事業

- ・私立学校教育の充実に不可欠な優秀な教職員を確保するためには、教職員の待遇改善及び安心して教育活動ができる環境の整備が必要なため、退職金の支給に必要な資金を学校設置者に対して給付する。
- ・学校設置者負担金、岡山県補助金及び積立資産運用益等を原資として、教職員の退職時に学校設置者に対して資金を給付する。

(1) 財産管理運営の基本方針

- ・退職手当資金は、学校法人が退職教職員に支弁する義務的経費であるため、厳正にして安全確実な資産の運用を行う。

(2) 交付財源

① 県補助金

- ・県補助金の交付率は 1,000 分の 18

② 負担金(負担率)

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ・高等学校(中等教育学校、中学校、
小学校、団体を含む) | 1,000 分の 128 |
| ・幼稚園 | 1,000 分の 94 |
| ・専修学校 | 1,000 分の 89 |

③ 特別負担金(特別負担率)

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ・高等学校(中等教育学校、中学校、
小学校、団体を含む) | 1,000 分の 142 |
| ・幼稚園 | 1,000 分の 108 |
| ・専修学校 | 1,000 分の 103 |

IV その他事業

教職員貸付事業(償還業務)

- ・私立学校勤務の教職員に対して、生活・文化資金及び住宅資金を貸与する事業であるが、平成 24 年度から新規の貸付を廃止した。引き続き、既貸付分の償還業務を行う。

① 平成 29 年 4 月 1 日現在の貸付者数・貸付額

- | | |
|------------|----------|
| ・貸付者数 | 1 名 |
| ・貸付額(償還残高) | 1,150 千円 |